



# 埼玉県報

第 2 6 2 3 号  
平成 2 6 年 8 月 2 6 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価公聴会\(環境政策課\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [公衆浴場入浴料金の統制額の指定\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [ヨーネ病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [携帯電話解析装置の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センターの生化学自動分析システムの賃貸借に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立精神医療センターの医療情報システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人川口市民環境会議

三 代表者の氏名

浅羽 理恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番十一 千四百三号東急ドエルデュオプラザ川口

貳番館橋本泰孝内

五 定款に記載された目的

この法人は、主に川口市内の市民、事業者、行政機関、教育機関と連携し、環境に配慮した生活を行う人を増やすための活動を行うことにより、川口市を中心とした地球環境の保全に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たまがわ

三 代表者の氏名

高柳 照男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川四千三百五十九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、水と緑あふれる自然を生かし、生き生きとした地域の個性の演出と住み、働き、訪れる場として地域の魅力向上と住民のための地域づくりを行い、もって地域経済の活性化増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青柳ライフサポートパートナーズ

三 代表者の氏名

白倉 弘司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市大字青柳九百七十四番地の一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、周辺地域の移動困難者及び情報弱者等に対し、公共機関では対応の出来ない個別の輸送手段及びＩＴ（情報通信技術）等を提供し、地域社会における交通基盤・情報活用支援の整備を通して、利用者の社会参加を促すと共に生涯学習と地域振興等を考え、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、周辺地域の高齢者や女性等に対し、ＩＣＴと癒しの場を提供し、「情報の活用支援」と「健康向上及び福祉活動」を通して、社会参加を促すと共に生涯学習と地域振興等を考え、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千百九十四号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号（杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価公聴会の開催）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 件名

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価公聴会

## 二 日時及び場所

ア 平成二十六年九月六日（土）午前十時から十一時まで

幸手市保健福祉総合センター（ウエルス幸手） 第一会議室

イ 平成二十六年九月六日（土）午後一時から二時まで

境町中央公民館 研修室

ウ 平成二十六年九月七日（日）午前九時から十時まで

野田市二川公民館 大会議室

エ 平成二十六年九月七日（日）午前十一時から十二時まで

杉戸深輪産業団地地区センター 会議室

エ 平成二十六年九月七日（日）午後二時から三時まで

春日部市庄和総合支所 一〇一会議室

## 三 事業者の氏名及び住所

埼玉県企業局

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

## 四 中止の理由

公述の申出がなかったため

## 告 示

埼玉県告示第千百九十五号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けた  
ので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する  
同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課に  
おいて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十六号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成十八年埼玉県告示第二千三十三号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、平成二十六年九月三十日限り、廃止する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 公衆浴場入浴料金の統制額

イ 十二歳以上の者についての入浴料金 四百三十円

ロ 六歳以上十二歳未満の者についての入浴料金 百八十円

ハ 六歳未満の者についての入浴料金 七十円

二 その他の公衆浴場（公衆浴場法施行条例（平成二十年埼玉県条例第十九号）第五条第一項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）をいう。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。

# 告示

埼玉県告示第千百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

## ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三二台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五二九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五四二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 面積 一〇五立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一〇五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベイスア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

（変更後）株式会社ベイスア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

株式会社ジェイアイエヌ 午前十時から午後八時

## ハ 変更年月日

平成二十六年八月十九日

## ニ 届出年月日

平成二十六年七月三十日

## 二一 縦覧期間



平成二十六年八月二十六日から平成二十六年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年八月二十六日から平成二十六年十二月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

牛	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数又は群数	発生場所又は区域	発生日月日	処置
ヨ―ネ病	患畜		三頭	上里町	平成二十六年八月十九日	殺処分

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十九号

平成二十四年埼玉県告示第千七百一号で公示した公共測量（基準点測量、その他の応用測量）は、平成二十六年六月十二日終了した旨測量計画機関である東松山葛袋開発株式会社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千二百号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 作業種別

基本測量（地盤沈下関連水準測量、河川事業に伴う水準測量）

## 二 作業期間

平成二十六年九月十七日から平成二十七年二月二十七日まで

## 三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市（地盤沈下関連水準測量）

加須市、久喜市、幸手市（河川事業に伴う水準測量）

# 告 示

埼玉県告示第千二百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
携帯電話解析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
リコーリース株式会社 東京都江東区東雲1丁目7番12号
- 5 落札金額  
123,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年6月13日

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>同市大字長野字吾妻 四三二六番二地先まで</p> <p>行田市大字長野字吾妻 四三四五番三地先から</p>			区 間
七・五〇、 一九・一八	七・五〇、 一九・一八	(メートル) 敷地の幅員	
一四三・一三	一四三・八三	(メートル) 延長	
<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>			備 考



# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字長野字吾妻 四三四五番三地先から 同市大字長野字吾妻 四三二六番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年八月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年八月二十六日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第八号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長一四三・一三メートル。</p>	<p>備考 県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十六年二月十二日

指令川建セ第二五 一三九 号

## 二 検査済証番号

平成二十六年八月二十二日

川建セ第二六 七九号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字伊古字眺望里一八七番二、一八八番四の各一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市拾六間七五五番地二五 グランデール二 一

能見泰夫

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年八月十一日

指令越建セ第二五〇〇七三一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年八月十九日

越建セ第二二四一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根三百二十六番二、三百二十七番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根千七百五十六番地二 エトワール翠Ⅰ二〇一号

堀江 圭

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年八月十九日

指令越建セ第二五〇〇八五一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年八月二十一日

越建セ第二二六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百五十二番十、千七百五十二番十

七

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町学園台一丁目十五番三

高橋 莊吉 高橋 喜美江

# 告 示

埼玉県病院事業告示第二十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

生化学分析システムの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

### (3) 契約期間

平成27年2月1日から平成32年1月31日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の賃貸業の許可を受けている者であること。

### 3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 三谷・山崎  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当 新藤  
電話048-536-9900（代表） ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月7日午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年10月6日午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年10月7日午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨



(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成26年9月16日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Biochemical Automatic Analyzer

- (2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., october 7, 2014 (bidding by registered mail must be received  
by 5:00 p.m., october 6, 2014)

- (3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

# 告 示

埼玉県病院事業告示第二十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
精神医療センター医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立精神医療センター 事務局医事・経営担当  
北足立郡伊奈町大字小室 818-2
- 3 落札者を決定した日  
平成 26 年 7 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 関東甲信越支社  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-10-17
- 5 落札金額  
237,600,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 26 年 5 月 9 日